

いすみ市 障害福祉ガイドブック



-平成31年4月1日現在-

このガイドブックは、障害者総合支援法による各種障害福祉サービス関係や、その他の障害者のための制度を掲載しています。内容は、平成30年4月時点で作成していますので、内容が変更される場合があります。また、介護保険で同様のサービスが受けられる方は、介護保険が優先となります。詳しくは、お問合せください。

問合せ先

- いすみ市福祉課 社会・障害福祉班 62-1117
- 夷隅地域市民局 地域市民班 86-2112
- 岬地域市民局 地域市民班 87-2113

目次

障害者総合支援法のサービスについて

サービス構成	1
さまざまな障害福祉サービス (訪問系、日中活動系、居住系、相談支援、障害児通所支援)	2
サービス利用手続き	5
サービス利用者負担額	6
地域生活支援事業のサービス内容 (移動支援、日中一時支援、地域活動支援センター等)	7
地域生活支援事業のサービス利用手続き	8
日常生活用具給付 (ストマ用具、電気式たん吸引器、住宅改修等)	9
地域生活支援事業のサービス利用者負担額	10
補装具費の支給制度の内容 (義肢、装具、車いす、補聴器等)	11
補装具費の支給制度利用手続き	11
補装具費支給制度の利用者負担額	12
いすみ市の利用者負担助成について	12

自立支援医療について

更生医療	13
精神通院医療	14
育成医療	14
自立支援医療の利用者負担額	15

障害福祉サービス等事業所

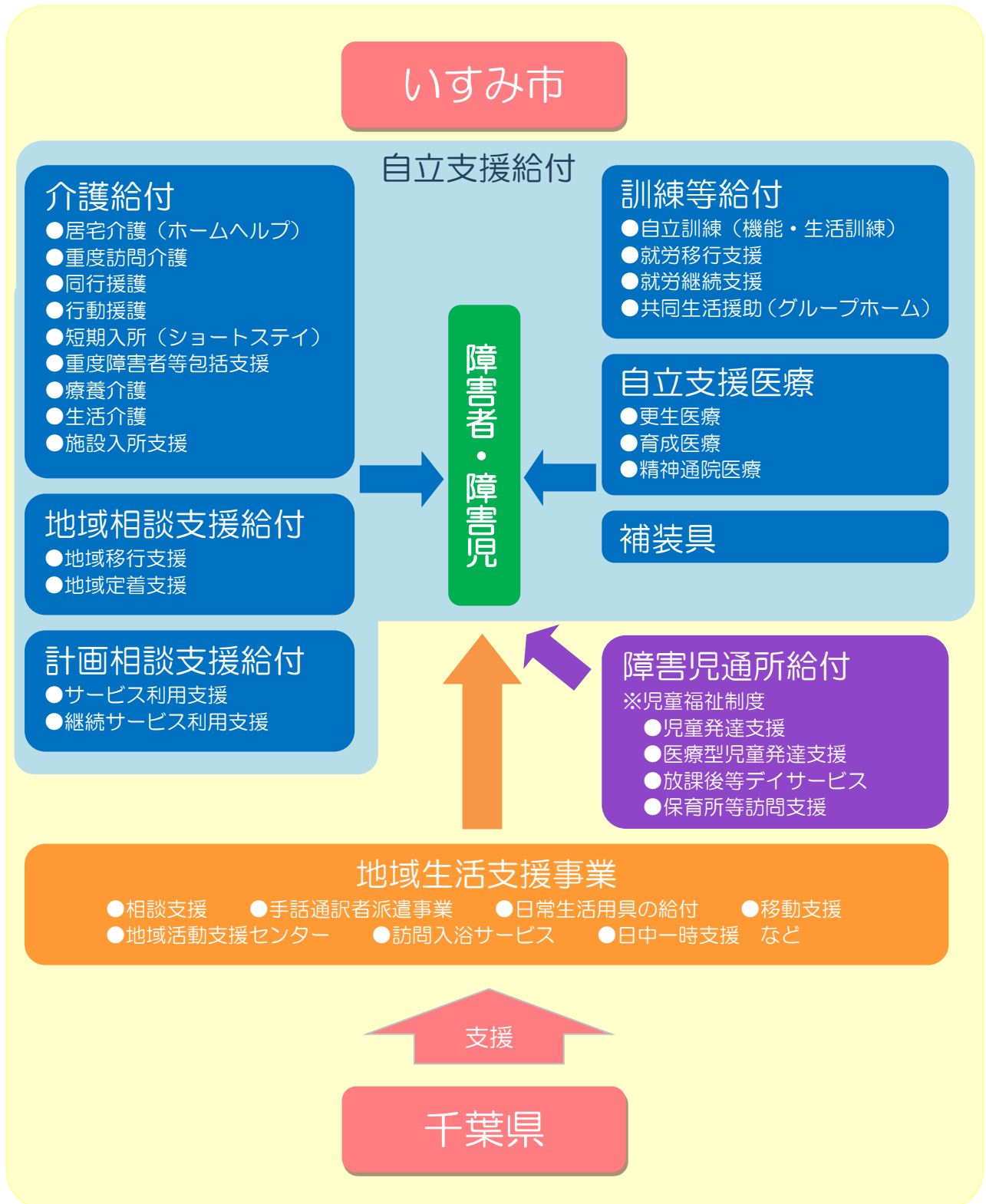
居宅介護（ホームヘルプ）	17
短期入所	18
施設入所支援	18
生活介護	19
自立訓練（生活訓練）	19

就労移行支援・就労継続A型B型	20
グループホーム	21
計画相談支援	21
児童発達支援	22
放課後等デイサービス	22
保育所等訪問支援	22
障害児相談支援	22
地域生活支援事業所	
移動支援	23
日中一時支援	23
地域活動支援センターⅠ型・相談支援	23
地域活動支援センターⅡ型	24
県関係施設ほか	24
その他の制度（主なもの）	
重度心身障害者（児）医療費助成制度	25
精神障害者医療費助成事業	26
特別障害者手当	27
障害児福祉手当	28
特別児童扶養手当	29
重度知的障害者・ねたきり身体障害者福祉手当	30
重度障害者紙おむつ等給付事業	31
障害基礎年金（市民課担当）	31
心身障害者扶養年金制度（任意）	32
福祉タクシー	32
福祉カーの貸出し	34
自動車税・自動車取得税の減免	35
有料道路の半額割引	36
NHK放送受信料の減免	37
所得税・住民税の障害者控除（税務課担当）	37
JR等の割引	38
タクシーの割引	38
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付事業	38
障害者救急医療情報キット配布事業	38
見守りあんしん電話事業	39
その他の制度の障害程度による該当表	40
身体障害者手帳の交付について	41
療育手帳の交付について	42
精神障害者保健福祉手帳の交付について	42
障害者福祉団体	43

障害者総合支援法のサービスについて

障害者の地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など日常生活や社会生活を総合的に支援するため、障害者総合支援法が施行されました。

サービスは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。



さまざまな障害福祉サービス

訪問系サービス

給付種類	サービス名称	内 容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
	行動援護	障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。
	重度障害者等包括支援	重度の障害者等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

日中活動系サービス

給付種類	サービス名称	内 容
介護給付	療養介護	医療が必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、施設(事業所)で、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	身体障害のある方または難病を患っている方などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
	自立訓練 (生活訓練)	知的障害または精神障害のある方に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
	就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障害のある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
	就労継続支援 (A型 雇用型)	企業等に就労することが困難な障害のある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。
	就労継続支援 (B型 非雇用型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

居住系サービス

給付種類	サービス名称	内 容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	障害のある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。市の家賃補助〈家賃の 2 分の 1、25,000 円限度〉があります。ただし所得条件等あり

相談支援に関するサービス

給付種類	サービス名称	内 容
地域相談 支援事業	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行います。
	地域定着支援	単身等で生活する障害のある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。
計画相談 支援	サービス利用支援	障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。
	継続サービス利用 支援	作成された「サービス等利用計画」が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行います。
障害児 相談支援	障害児支援利用援助	障害児の心身の状況や環境、障害児または保護者の意向などを踏まえて「障害児支援利用計画案」の作成を行います。利用が決定した際は、サービス事業者等との連絡調整、決定内容に基づく「障害児支援利用計画」の作成を行います。
	継続障害児支援利用 援助	サービス内容が適切かどうか一定期間ごとに利用状況の検証を行い、「障害児支援利用計画」の見直しを行います（モニタリング）。またその結果に基づき計画の変更申請などを勧奨します。

障害児通所支援事業のサービス

サービス名称	内 容
児童発達支援	地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

サービス利用手続き

① 相談

サービスを希望する方は、市または指定特定相談支援事業者にご相談します。

※指定特定相談支援事業者は、市の指定を受けた事業者のことで、障害福祉サービスの申請前の相談や、申請するときの支援、サービス利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。

② 利用申請・調査

市にサービスの利用申請をします。申請時には、利用者負担額の上限区分を認定するため、市・県民税決定額証明書、障害年金証書の写し等の提出が必要になります。

※ 利用者の負担額は原則サービスにかかった費用の1割です。世帯の課税状況等により負担額の月額上限額の区分が定められます。

③ 一次判定

申請の後、市担当者による心身の状況に関する80項目の聞き取り調査と医師意見書の一部項目を踏まえ、障害支援区分の一次判定(判定ソフトによる。)を実施します。

④ 二次判定

審査会が開催され、医師意見書、一次判定等を参考に障害支援区分の二次判定が行われます。

⑤ 障害支援区分の認定

審査会の結果により障害支援区分の認定1～6を行います。

※障害支援区分とは、障害者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分(区分1～6:区分6の方が必要度が高い)です。区分に応じて適切なサービス及びサービスの支給量が決められます。

⑥ 勘案事項調査

地域生活、就労、日中活動、介護者、居住などの勘案事項を調査するとともに、サービスの利用意向の聴取を行います。

⑦ 支給決定

サービスの種別、障害支援区分等を勘案した利用限度を決定し、支給決定通知及び受給者証を交付します。

⑧ 利用契約

サービス利用者は、サービスを提供する事業者を受給者証を提示し、サービスの利用について契約を結びます。

⑨ 利用開始

サービスの利用を開始します。

※障害児の場合は、発達途上にあり障害の状態が変化することなどから、障害支援区分は設けず、従前の取扱いを基本にしつつ、障害の種類や程度の把握のために5領域10項目の調査を行ったうえで支給の要否及び支給量を決定します。

サービス利用者負担額

障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)を利用した場合の利用者負担は、サービス量と所得に応じた負担の仕組み(原則 1 割の定率負担と所得に応じた月額上限の設定)となっており、食費・高熱水費等も原則実費負担となっています。

ただし、定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した次の軽減策が講じられています。

1. 所得等に応じて月ごとの定率負担額に上限を設定(月額負担上限額)
2. 医療型入所施設・療養介護を利用する場合は、医療型個別減免があります。
3. 同じ世帯の中で複数の方がサービスを利用する場合も、月額上限額は同じ(高額障害福祉サービス費)
4. 低所得者の入所施設利用者への食費・高熱水費等の実費負担分の給付(補足給付)
5. 定率負担や実費負担の軽減による生活保護への移行防止策

障害者の利用者負担上限月額

所得区分	負担上限額(月額)	要件
生活保護	0円	生活保護受給世帯
低所得	0円	市民税非課税世帯
一般1	9,300円	市民税課税世帯で所得割16万円未満 ※入所施設利用者(20才以上)、グループホーム利用者を除く
一般2	37,200円	上記以外

※入所施設利用者(20才以上)及びグループホーム利用者の場合は、一般2となります。

障害児の利用者負担上限月額

所得区分	負担上限額(月額)	要件
生活保護	0円	生活保護受給世帯
低所得	0円	市民税非課税世帯
一般1	通所施設、ホームヘルプ利用の場合 4,600円	市民税課税世帯で 所得割28万円未満
	入所施設利用の場合 9,300円	
一般2	37,200円	上記以外

世帯の範囲について

※所得を判断する際の世帯の範囲は、原則として、18歳以上の障害者の場合は、障害のある方とその配偶者だけを世帯員の扱いとします。障害児の場合は、保護者の属する住民基本台帳での世帯です。詳しくは次のとおりです。

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害者本人とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

地域生活支援事業のサービス内容

サービス名称	内 容
相談支援事業	市が委託した相談事業者により、障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。
手話通訳者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具(補装具以外の機器)の給付又は貸与を行います。また、小規模な住宅改修の費用を助成します。 (聴覚障害用通信装置・屋内信号装置、たん吸引器、ネプライザー、特殊寝台、ストマ用装具、入浴補助用具等)
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。(移動のための手段、費用は含まれません。)
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。利用者数、サービスによりⅠ型(精神保健福祉士等専門職員を配置し、相談支援事業も実施)、Ⅱ型(機能訓練・入浴等のサービス)、Ⅲ型(小規模作業所)に分かれます。
身体障害者訪問入浴サービス事業	居宅で入浴することが困難な重度身体障害者及び保護者の負担の大きい障害児の方に、月5回を限度に入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。(医師の診断書が必要)
更生訓練費給付事業	自立訓練、就労支援、更生訓練を受けている方で、一定の条件を満たす方に、更生訓練費を給付します。
知的障害者職親委託制度事業	知的障害者を一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行います。(知的障害者更生相談所の判定を必要とします。)

サービス名称	内 容
日中一時支援	障害者等に日中における活動の場（施設・事業所等で預かり）を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を図るとともに、見守り、社会に適応するための日常的訓練などを行います。
障害者自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業	障害者の方が、運転免許取得（1～4級の身体障害者及び療育手帳所持者対象で就労等が見込まれる者）、または、運転する車を改造（ハンドル、ブレーキ、アクセルなど）（上肢、下肢、体幹機能1～2級の身体障害者で就労等に伴うもの・所得制限あり）する場合の費用の一部（10万円限度）を助成します。

地域生活支援事業のサービス利用手続き

移動支援・日中一時支援・地域活動支援センター

① 利用申請

市にサービス利用申請をします

※サービスの対象となる方は、原則として介護給付・訓練等給付のサービスを受けている方または、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている方で、それぞれのサービスの受給者要件にあてはまる方です。

② 利用決定

利用を決定した場合は、受給者証を交付します。（地域活動支援センターはⅡ型利用者のみ受給者証を交付します。Ⅰ型、Ⅲ型利用者は利用決定後に、事業者の登録を受け利用します。）

③ 利用契約

サービス利用者は、サービスを提供する事業者を受給者証を提示し、サービスの利用について契約を結びます。

日常生活用具給付

① 申請

日常生活用具給付(貸与)の申請をします。

② 調査

市の担当者が給付等の要否を決定するための調査を行います。

③ 給付等の決定

給付等の決定について、申請者に通知します。給付の場合は日常生活用具給付(貸与)券を交付します。

④ 用具の給付等

用具納入業者に日常生活用具給付(貸与)券を提出して用具の給付を受け負担額を支払います。貸与の場合は市と貸借契約を結びます。(貸与の対象者は、市民税非課税世帯の方となります。)

※ 用具の取り付け工事が必要な場合は、6万円を限度として助成します。

給付の対象となる主な用具は次のとおりです。

障害の種類	主な給付種目
視覚障害	視覚障害者用ポータブルレコーダー、盲人用時計、電磁調理器、盲人用体重計、盲人用体温計、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用活字文書読上装置、点字図書、情報・通信支援用具(パソコン周辺機器やアプリケーションソフト)
聴覚障害	聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、聴覚障害者用屋内信号装置
視覚かつ聴覚障害	点字ディスプレイ
音声・言語障害	携帯用会話補助装置、人工喉頭
上肢障害	特殊便器、情報・通信支援用具(パソコン周辺機器やアプリケーションソフト)
下肢または体幹障害	便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、入浴補助用具、移動用リフト、移動・移乗支援用具、T字状・棒状つえ、訓練いす、訓練用ベッド
じん臓障害	透析液加温器
呼吸器障害	酸素ボンベ運搬車、ネブライザー、電気式たん吸引器
ぼうこうまたは直腸障害	ストマ用装具
脳原性運動機能障害	紙おむつ
知的障害	特殊マット、特殊便器、電磁調理器
人工呼吸器が必要な難病患者等	パルスオキシメーター
身体・知的・精神障害	火災報知機、自動消火器、頭部保護帽

居宅生活動作補助用具（住宅改修）（1回限り、20万円限度）

障害の種類	主な給付種目
下肢、体幹又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する障害程度3級以上(ただし特殊便器への取替えは上肢2級以上)	手すりの取り付け 段差の解消 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 引き戸等への扉の取替え 特殊便器への取替え

地域生活支援事業のサービス利用者負担額

利用者の負担は次のとおりです。

サービス名称	負担額
相談支援事業	無料
手話通訳者派遣事業	無料
日常生活用具給付等事業	原則サービス費用の1割(生活保護世帯及び市民税非課税世帯は無料)
移動支援	サービス費用の1割(生活保護世帯及び市民税非課税世帯は無料)
地域活動支援センター	Ⅱ型は、サービス費用の1割 I・Ⅲ型は無料(実費除く)
身体障害者訪問入浴サービス事業	無料
日中一時支援	サービス費用の1割(生活保護世帯及び市民税非課税世帯は無料)

※負担額を判断する際の世帯の範囲は、障害福祉サービスと同じです。(6ページ参照)

補装具費の支給制度の内容

身体障害者（児）及び難病患者等の方の日常生活を容易にするための用具（補装具）の購入と修理にかかる費用を支給します。原則として1割を利用者が負担することとなります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

支給決定は、障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき、市が行います。

※補装具は、身体に障害をお持ちの方の身体機能を補完・代替し、長期間にわたり継続して使用されるもので、給付に際して医師の判定書や意見書を要するものです。

障害の種類	主な種目
肢体不自由	義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置
視覚障害	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器
重度の肢体不自由かつ 音声・言語障害	重度障害者用意思伝達装置

補装具費の支給制度利用手続き

① 申請

市の窓口申請をします。

市は、更生相談所等(指定自立支援医療機関、保健所)へ判定依頼、意見照会をします。

※補装具費の支給(購入または修理)を受けるには、支給を申請する時点で身体障害者手帳を所持し、医師の意見書(18歳未満) 身体障害者更生相談所の判定等により補装具費の支給が必要な障害状況と認められる必要があります。

② 補装具費支給決定(種目・金額)

補装具費支給券を交付します。

④ 補装具の購入・修理

利用者と補装具製作(販売)業者が契約、補装具の購入または修理を行います。購入の場合は補装具の種目により適合判定が必要になります。

⑤ 引渡し

補装具製作(販売)業者から利用者へ製品の引渡し、利用者は、補装具製作(販売)業者へ補装具の購入(修理)費の1割を支払います。ただし、負担上限月額を限度とします。

補装具費支給制度の利用者負担額

補装具費支給制度の利用者負担は、原則として定率（1割）となっています。

ただし、世帯の所得に応じて次の3区分の負担上限月額が設定されます。

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般	市民税課税世帯	37,200円

※所得を判断する際の世帯の範囲は、18歳以上の障害者は、障害のある方とその配偶者。

障害児の場合は、保護者の属する住民基本台帳での世帯です。

また、こうした負担軽減措置を講じても、定率負担をすることにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額を引き下げます。

なお、世帯の中に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、公費負担の対象外となります。

いすみ市の利用者負担助成について

障害福祉サービス（介護給付、訓練等給付）、地域生活支援事業、補装具について、利用者負担総合上限額を定め、ひと月に利用した各サービス等の利用者負担の合計が、総合上限額を超えた場合は、市に申請していただくことにより、超過額を助成いたします。

上限額を超えた負担金を支払った方は、市へ申請をお願いします。（領収書(原本)、本人名義振込口座、認印等が必要となります。）

所得階層区分 (障害福祉サービスの区分に準じる。)	上限月額(合計額)			
	障害福祉サービス	障害児通所	地域生活支援事業	補装具費支給制度
障害児一般1	4,600円			
障害者一般1	9,300円			
一般2	37,200円			

自立支援医療について

これまでの障害に係る公費負担医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）が、自立支援医療に変わりました。

支給認定の手続きの共通化、利用者負担の仕組などが共通化されました。

医療の内容や、支給認定の実施主体については、変更はありません。

※更生医療・育成医療は、市が事務を行います。精神通院医療は千葉県が実施主体ですが、受付等の事務については市が行います。

更生医療

対 象	18歳以上の身体障害者手帳所持者で、千葉県中央障害者相談センターの判定により給付が必要と判定された方
内 容	指定医療機関において、障害の程度を軽減、除去又は障害の進行を防ぐ場合に、その治療に要する医療費の一部を公費で負担する制度です。受給者には、有効期間が1年間以内の受給者証を交付します。
医療の種類	腎臓・・・慢性腎不全患者に対する血液透析療法や腎移植手術など 心臓・・・心房中隔欠損症や僧帽弁狭窄に対する手術など 免疫・・・抗HIV療法、免疫調節療法等 肢体不自由・・・動かなくなった関節を再び動かせるようにする手術（関節形成術）、義肢の適合具合をよくする手術など 目（視覚）・・・角膜混濁による視力の低下を防ぐ手術、瞳孔閉鎖症に対する手術など 耳（聴覚）・・・外耳の変形や狭窄、閉鎖に対する手術など 小腸・・・小腸切除等によって行われる中心静脈栄養法
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援医療支給認定申請書 ・ 医師の意見書 ・ 医療保険証 ・ 身体障害者手帳 ・ 印鑑 ・ マイナンバーカード

精神通院医療

対 象	精神疾患により、精神科等に通院されている方
内 容	指定医療機関において、通院による診療、投薬等を受ける場合に、その治療に要する医療費の一部を公費で負担する制度です。受給者には、有効期間が1年間以内の受給者証が交付されます。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援医療支給認定申請書 ・ 医師の診断書 ・ 市民税の確認できる書類 (非課税の場合は障害者年金・手当等の額がわかる書類) ・ 医療保険証 ・ 印鑑 ・ マイナンバーカード

育成医療

対 象	身体上に障害があり、そのまま放置すると将来一定の障害を残すとみられる児童で、手術等の治療によって確実な治療効果が期待できる18歳未満の児童
内 容	手術等の治療により身体上の障害が軽くなり、日常生活が容易にできるようになる児童が、指定育成医療機関において治療等を受ける場合に、その治療に要する医療費の一部を公費で負担する制度です。受給者には、有効期間が1年以内の受給者証が交付されます。
医療の種類	肢体不自由、聴覚障害、聴覚・平衡機能障害・音声、言語・そしゃく障害、心臓障害(外科的治療)、腎臓障害、小腸機能障害、その他の内臓障害、免疫機能障害によるもの

自立支援医療の利用者負担額

指定の医療機関で医療を受けた場合、原則として医療費の1割が自己負担となります。ただし、所得等に応じて上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようにしています。

①所得による上限

世帯の所得に応じた区分に分けられ、それぞれに負担の上限額が決められています。

区分	対象となる世帯	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯	0円・自己負担なし
低所得1	市民税非課税世帯で障害者の年収が80万円以下	2,500円
低所得2	市民税非課税世帯で低所得1以外	5,000円
中間的な所得	市民税課税世帯で市民税（所得割）が23万5,000円未満	医療保険の自己負担限度額と同額
一定所得以上	市民税課税世帯で市民税（所得割）が23万5,000円以上	自立支援医療費支給の対象外

②高額治療継続者の上限

所得の低い人以外でも、高額治療継続者（重度かつ継続）の場合には、「①所得による上限」とは別に上限額が決められています。

対象となる世帯	上限額（月額）
市民税課税世帯で市民税（所得割）が3万3,000円未満	5,000円
市民税課税世帯で市民税（所得割）が3万3,000円以上23万5,000円未満	10,000円
市民税課税世帯で市民税（所得割）が23万5,000円以上	20,000円

「高額治療継続者（重度かつ継続）」とは

◆疾病から対象となる人

- 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）、精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した人
- 腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）の人

◆疾病等にかかわらず高額な費用負担が継続することから対象となる人

- 医療保険の多数該当の人

③育成医療の激変緩和措置

18歳未満の人の育成医療については、対象者に若い世帯が多いことなどを踏まえ、医療機関の窓口での支払いが急に多くなならないよう前記の①や②とは別に上限額が決められています。

対象となる世帯	上限額（月額）
市民税課税世帯で市民税（所得割）が3万3,000円未満	5,000円
市民税課税世帯で市民税（所得割）が3万3,000円以上23万5,000円未満	10,000円

◆入院時の食事代

入院している人の食事代は定められた額を自己負担します。ただし、所得の低い人は減額されます。

◆指定自立支援医療機関

自立支援医療費の支給は、県が指定した指定自立支援医療機関での医療が対象となります。



障害福祉サービス事業所一覧

【自立支援給付】

居宅介護（ホームヘルプ）

事業所名	所在地	電話番号	対象
ニチケアセンターおおはら	いすみ市大原 1475-1	0470-60-5020	身知児精 難
ヤックスヘルパーステーション 大原	いすみ市大原 9009	0470-60-8851	身知児
リンクスヘルパーステーション いすみ	いすみ市日在 1560-1	0470-64-6071	身知児精 難
ニチケアセンターいすみ	いすみ市弥正 178	0470-80-4171	身知児精 難
岬訪問介護事業所	いすみ市岬町中原 234	0470-80-2050	身知児精
あっとほーむ訪問介護センター	いすみ市岬町江場土 2174-7	0470-87-9215	身知児精 難
ピース訪問介護	いすみ市岬町長者 13-1	0470-62-6952	身知児精
いすみ市社会福祉協議会訪問介 護事業所	いすみ市岬町東中滝 720-1	0470-87-8910	身知児精 難
亀田ホームケアサービス勝浦	勝浦市墨名 651-1 MK第2ビル5階	0470-70-1214	身知児精 難
居宅支援事業NOAH	夷隅郡御宿町岩和田 1056	0470-60-3868	身知児精 難
ジャパンケア茂原	茂原市高師 499-1 1階101号室	0475-26-6251	身知児精
株式会社ニチモ	茂原市高師 57 NB第一ビル2F	0475-26-6233	身
ケアビジョン茂原	茂原市道表 8-19 道表プラザ 202号	0475-20-5115	身知児精 難
すまいる本舗	大網白里市南今泉 502-2	0475-77-6355	身知児精
ファーストケア	長生郡一宮町東浪見 1557-1	0475-42-1310	身知児
ホームケアリブコースト一宮	長生郡一宮町東浪見 6989-3	0475-40-1919	身精
えがおの介護	長生郡一宮町新地 125-6	0475-47-2350	身知児精
生活支援センターつくも	長生郡睦沢町上市場 693	0475-44-0999	身知児精
ホームヘルプこだま	長生郡睦沢町北山田 172	0475-44-2665	身知児精 難

※ 身…身体障害者 知…知的障害者 児…障害児 精…精神障害者 難…難病等

※ 対象であっても事業所の状況等により利用ができない場合がありますので、事業所にご相談ください。

短期入所

事業所名	所在地	電話番号	対象
ゆかり（愉花里）大原	いすみ市大原 8763-1	0470-60-9577	身知児精
短期入所事業所 共生ホームたけんこ	いすみ市山田 5897	0470-66-2313	知児
社会福祉法人槇の里いすみ学園	いすみ市万木 22	0470-86-3412	知児
ピア宮敷	いすみ市岬町岩熊 138-10	0470-87-9631	知
社会福祉法人いちょうの里 みずほ学園	勝浦市大森上植野入会地 13-2	0470-76-4321	知児
青松学園	長生郡一宮町一宮 389	0475-42-3869	身知児精
モア・しょうえい	長生郡長生村金田 2133	0475-32-2587	身
槇の木学園短期入所事業所	長生郡睦沢町上市場 693	0475-44-1212	身知児精

施設入所支援

事業所名	所在地	電話番号	対象
いすみ学園	いすみ市万木 22	0470-86-3412	知
ピア宮敷	いすみ市岬町岩熊 138-10	0470-87-9631	知
みずほ学園	勝浦市大森上植野入会地 13-2	0470-76-4321	知
セルプ・しんゆう	長生郡長生村金田 2133	0475-32-2587	身知
モア・しょうえい	長生郡長生村金田 2133	0475-32-2587	身
青松学園	長生郡一宮町一宮 389	0475-42-3869	身知精

生活介護

事業所名	所在地	電話番号	対象
ゆかり（愉花里）大原	いすみ市大原 8763-1	0470-60-9577	身
いすみあかね園	いすみ市山田 5901	0470-66-0600	身知
いすみ学園	いすみ市万木 22	0470-86-3412	知
夷隅郡市福祉作業所	いすみ市国府台 459-2	0470-86-3221	知
つどい	いすみ市楽町 63-1	0470-64-6620	身
ピア宮敷	いすみ市岬町岩熊 138-10	0470-87-9631	知
ピア宮敷第1工房	いすみ市岬町桑田 341-1	0470-87-5200	知
みずほ学園	勝浦市大森上植野入会地 13-2	0470-76-4321	知
ヤックスデイサービスセンター御宿	夷隅郡御宿町浜 1669-1	0470-60-3831	身
青松学園	長生郡一宮町一宮 389	0475-42-3869	身知精
一松工房	長生郡長生村一松丙 4343-1	0475-32-6631	知
セルプ・しんゆう	長生郡長生村金田 2133	0475-32-2587	身知
デイサポートセンター母里子	長生郡長生村金田 2591-9	0475-47-4239	身知精
デイサポートセンター母里子第2	長生郡長生村本郷 6926-1	0475-47-4239	身知精
モア・しょうえい	長生郡長生村金田 2133	0475-32-2587	身児
老人デイサービスまきの木苑	長生郡長生村七井土下田台 1789-1	0475-30-0707	身知
デイサービスこだま	長生郡睦沢町北山田 172	0475-44-2665	身知
生活介護事業所けやき	長生郡睦沢町上市場 693	0475-44-1212	知

自立訓練（生活訓練）

事業所名	所在地	電話番号	対象
くつろぎ処 やよい	いすみ市岬町中滝 2806-2	080-1307-2415	精

就労移行支援・就労継続支援 A 型・B 型

事業所名	所在地	電話番号	サービス	対象
カレンズ	いすみ市国府台 1520-7	0470-86-3588	移行・B 型	知
ピア宮敷第 1 工房	いすみ市岬町桑田 341-1	0470-87-5200	B 型	知
福祉施設 風の村	夷隅郡大多喜町横山 2377	0470-82-4998	B 型	知精
めぐり	夷隅郡大多喜町西部田 639-1	0470-82-2366	移行・B 型	身知精
茂原市心身障害者 福祉作業所	茂原市本小轡 319-1	0475-24-9135	B 型	身知精難
びあふあくとり	茂原市本納 4020	0475-47-3682	B 型	精
モデラート茂原	茂原市谷本 175-17	0475-44-6611	移行	知精
ふれあい広場 ひびき	茂原市茂原 1017-2	0475-25-4175	B 型	精
ワークショップ 茂原	茂原市三ヶ谷 1816-1	0475-27-3030	移行・B 型	精
カレンズ	茂原市綱島 1168-1	0475-26-2349	移行・B 型	知
ARUKU	茂原市長尾 2695-6	0475-47-4437	移行・B 型	身知精難
はる	茂原市押日 595-8	0475-47-3633	移行・B 型	身知精難
障がい者活動支援 センター 通所部	茂原市千沢 1055-1	0475-34-8668	B 型	知
里庵	茂原市八千代 2-6-7	0475-36-6352	B 型	知精
さくら事業所	茂原市高師町 3-8-6 太陽ビル 1 階	0475-47-3895	A 型	身知精
キッチン せいしょう	長生郡一宮町一宮 389	0475-42-3869	B 型	身知精
すっぱあふあ〜む	長生郡一宮町一宮 2001-1	0475-36-5111	B 型	知精
一松工房	長生郡長生村一松丙 4343-1	0475-32-6631	移行・B 型	知
セルフ・しんゆう	長生郡長生村金田 2133	0475-32-2587	B 型	身知
ときわぎ工舎	長生郡睦沢町長楽寺 496	0475-44-2299	移行・B 型	知
はっぴいマウス	長生郡長柄町国府里 696-14	0475-35-1778	B 型	知精

グループホーム

事業所名	所在地	電話番号	対象
共生ホームたけんこ	いすみ市山田 5897	0470-66-2313	知
すっぱあはうす	いすみ市深堀 819-3 岩崎邸 1階	0470-60-9370	知精
共同生活援助・共同生活介護 さくらの家	いすみ市苅谷 331-3	0470-86-3412	知
ピアの家	いすみ市岬町岩熊 138-10	0470-87-9631	知
小福	いすみ市岬町東中滝 648-1	0470-62-5777	精
グループホーム・しらゆり	夷隅郡大多喜町上原 786-3	0470-82-2572	精
グループホームじんべい	勝浦市市野川字譲原 897-1	0470-77-0619	身知精
ケアホームこんた	勝浦市上植野入会地 字谷ノ谷 12-3	0470-62-5959	知
ねむのきの家	長生郡睦沢町上市場 712-6	0475-44-2544	知
なかよしこよし	いすみ市大原 7539 B号	0470-64-0881	身知精

計画相談支援

事業所名	所在地	電話番号	対象
指定特定相談支援事業所 ひなたぼっこ	いすみ市大原 10033-1	0470-64-6155	身知児精
いすみあかね園	いすみ市山田 5901	0470-66-0600	知児
相談支援事業所 ピア宮敷	いすみ市岬町岩熊 138-10	0470-87-9631	知児
相談支援センター つむぎ	いすみ市楽町 63-1	0470-64-6620	身知児精 難
相談支援事業所みずほ	勝浦市大森上植野入会地 13-2	0470-76-4321	知
いすみ地域活動支援 センターレインボー	夷隅郡大多喜町上原 786	0470-82-2220	身知児精
相談支援事業所そらいろ	夷隅郡御宿町高山田 1021	0470-68-5288	身知児精
つくも幼児教室	長生郡睦沢町上市場 693	0475-44-1214	児
生活支援センターつくも	長生郡睦沢町上市場 693	0475-44-0999	身知児精
相談支援センターはまおと	長生郡一宮町一宮 389	0475-42-3869	身知児精

【障害児通所給付】

児童発達支援

事業所名	所在地	電話番号
こども発達支援センターそらいろ	夷隅郡大多喜町下大多喜 598	0470-68-5288
つくも幼児教室	長生郡睦沢町上市場 693	0475-44-1214
放課後等デイサービスきらきら	長生郡長生村信友 1833-5	0475-36-2311
母里子クラブ	長生郡長生村本郷 6926-1	0475-47-4239

放課後等デイサービス

事業所名	所在地	電話番号
つどい	いすみ市楽町 63-1	0470-64-6620
こども発達支援センターそらいろ	夷隅郡大多喜町下大多喜 598	0470-68-5288
生活支援センターつくも	長生郡睦沢町上市場 693	0475-44-0999
放課後等デイサービスきらきら	長生郡長生村信友 1833-5	0475-36-2311
母里子クラブ	長生郡長生村本郷 6926-1	0475-47-4239
放課後クラブすっぱあ	長生郡一宮町船頭給 234-10	0475-47-2571

保育所等訪問支援

事業所名	所在地	電話番号
こども発達支援センターそらいろ	夷隅郡大多喜町下大多喜 598	0470-68-5288
つくも幼児教室	長生郡睦沢町上市場 693	0475-44-1214

障害児相談支援

事業所名	所在地	電話番号
指定特定相談支援事業所ひなたぼっこ	いすみ市大原 10033-1	0470-64-6155
いすみあかね園	いすみ市山田 5901	0470-66-0600
相談支援事業所 ピア宮敷	いすみ市岬町岩熊 138-10	0470-87-9631
相談支援センター つむぎ	いすみ市楽町 63-1	0470-64-6620
いすみ地域活動支援センターレインボー	夷隅郡大多喜町上原 786	0470-82-2220
相談支援事業所そらいろ	夷隅郡御宿町高山田 1021	0470-68-5288
相談支援事業所 母里子ネット	長生郡長生村本郷 6926-1	0476-47-4239
つくも幼児教室	長生郡睦沢町上市場 693	0475-44-1214
生活支援センターつくも	長生郡睦沢町上市場 693	0475-44-1212
相談支援センターはまおと	長生郡一宮町一宮 389	0475-42-3869

地域生活支援事業所

移動支援

事業所名	所在地	電話番号
ひなたぼっこ	いすみ市若山 586	0470-62-4809
ピース	いすみ市岬町長者 13-1	0470-62-6952
生活支援事業NOAH	夷隅郡御宿町岩和田 1056	0470-60-3868
ニチケアセンターおおはら	いすみ市大原 1475-1	0470-60-5020
ヤックスヘルプステーション大原	いすみ市大原 9009	0470-60-8851
リンクスヘルプステーションいすみ	いすみ市日在 1560-1	0470-64-6071
生活支援センターつくも	長生郡睦沢町上市場 693	0475-44-0999
ニチケアセンター一宮	長生郡一宮町一宮 3093-4	0475-40-1971
ぽびあ訪問支援センターゆう	袖ヶ浦市神納 1-19-7	0438-60-7521
すまいる本舗	大網白里市南今泉 502-2	0475-77-6355
ニチケアセンターいすみ	いすみ市弥正 178	0470-80-4171

日中一時支援

事業所名	所在地	電話番号
ひなたぼっこ	いすみ市若山 586	0470-62-4809
いすみあかね園	いすみ市山田 5901	0470-66-0600
いすみ学園	いすみ市万木 22	0470-86-3412
ピア宮敷	いすみ市岬町岩熊 138-10	0470-87-9631
つどい	いすみ市楽町 63-1	0470-64-6620
みずほ学園	勝浦市大森上植野入会地 13-2	0470-76-4321
生活支援センターつくも	長生郡睦沢町上市場 693	0475-44-0999
ふる里学舎 きせつ館	市原市今富 1024	0436-36-7611
のぞみワークショップ	木更津市真里谷 2422	0438-53-7697
セルプ・ガーデンハウス	千葉市緑区大木戸町 1423-3	043-295-7401
くつろぎ処やよい	いすみ市岬町中滝 2806-2	080-1307-2415
すっぱあふあ〜む	長生郡一宮町 2001-1	0475-47-2571

地域活動支援センター I 型・相談支援

事業所名	所在地	電話番号
いすみ地域活動支援センターレインボー	大多喜町上原 786	0470-82-2220

地域活動支援センターⅡ型

事業所名	所在地	電話番号
のぞみ会望みの門ヨカデイサービスセンター	富津市富津 617-14	0439-87-5044

県関連施設ほか

施設名等	所在地	電話番号
千葉県障害者相談センター	千葉市緑区誉田町 1-45-2	043-291-6872
東上総児童相談所	茂原市高師 3007-6	0475-27-5507
夷隅健康福祉センター	勝浦市出水 1224	0470-73-0145
千葉県立夷隅特別支援学校	いすみ市楽町 30-1	0470-86-4111
千葉県立障害者高等技術専門校	千葉市緑区大金沢町 470	043-291-7744
中核地域生活支援センター夷隅ひなた	いすみ市大原 8927-2	0470-60-9123
障害者就業・生活支援センターピア宮敷	いすみ市岬町桑田 341-1	0470-87-5201



その他の制度（主なもの）

重度心身障害者（児）医療費助成制度

重度の障害のある方に対し、医療機関で支払った医療費のうち、保険診療の自己負担分を助成します。※登録後に受給券を交付します。

対象

- （１）身体障害者手帳 1 級及び 2 級の所持者
 - （２）療育手帳㉠-1、㉠-2、及び A-1、A-2 の所持者
- ※ただし、65 歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外です。

所得制限

対象者及び対象者と同じ医療保険に加入している家族の市民税所得割（合算額）が 235,000 円以上の場合には対象外となります。

登録に必要な書類

- （１）重度心身障害者(児)医療費助成受給券交付申請書
- （２）身体障害者手帳又は療育手帳
- （３）医療保険証（本人及び同じ医療保険に加入している世帯全員の保険証）
- （４）本人、世帯員の所得（課税）証明（本市に所得の申告をされている方は、同意書を提出することで省略できる場合があります。）
- （５）印鑑
- （６）振込口座のわかるもの
- （７）マイナンバーカード

平成 27 年 8 月診療分から助成方法が変わります

これまでの制度では、医療機関の窓口でいったん医療費を支払った後、領収書を添えて市に申請する「償還払い方式」でしたが、平成 27 年 8 月診療分からは、医療機関の窓口で受給券を提示し、一定の自己負担額をお支払いただければその場で精算される「現物給付方式」に変わりました。ただし、県外の医療機関を受診した場合や医療機関の窓口で受給券を提示しなかった場合は「償還払い方式」となります。

自己負担額

- 通院 1 回、入院 1 日につき 300 円を負担いただきます。保険調剤は無料です。
- 市民税所得割非課税世帯は無料です。

現況届

受給券を交付されている方は、毎年 6 月中に、本人及び同じ医療保険に加入している世帯員の当該年度の課税状況等の現況届の提出をお願いします。

精神障害者医療費助成事業

精神障害のある方に対し、医療機関で支払った医療費のうち、保険診療の自己負担分を助成します。(月額上限 5,000 円) ※登録後に認定通知書を交付します。

対象

精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者

※ただし、65 歳以上で新たに精神障害者保健福祉手帳が交付された方は対象外です。

所得制限

対象者及び対象者と同じ医療保険に加入している家族の市民税所得割（合算額）が 235,000 円以上の場合は対象外となります。

登録に必要な書類

- (1) 精神障害者医療費助成交付申請書
- (2) 精神障害者保健福祉手帳
- (3) 医療保険証（本人及び同じ医療保険に加入している世帯全員の保険証）
- (4) 本人、世帯員の所得(課税)証明（本市に所得の申告をされている方は、同意書を提出することで省略できる場合があります。）
- (5) 印鑑
- (6) 振込口座のわかるもの

現況届

受給券を交付されている方は、毎年6月中に、本人及び同じ医療保険に加入している世帯員の当該年度の課税状況等の現況届の提出をお願いします。

特別障害者手当

20歳以上の在宅の重度障害者に支給される手当です。なお、所得制限を超過している場合や施設等に入所している場合、入院している場合は支給されません。

対象

ねたきり等常時特別な介護が必要で、概ね次の障害程度に該当し、特別障害者手当認定基準を満たす障害者

- (1) 重度（身体障害者手帳1級・2級程度）の障害を重複している場合
- (2) 重度身体障害者と重度知的・精神障害を重複している場合
- (3) 重度内部障害、重篤な疾患により長期にわたり常時安静、就寝を要する場合
- (4) 重度知的・精神障害により日常生活の動作や行動が一人でほとんどできない状態

申請に必要な書類

- (1) 特別障害者手当認定請求書
- (2) 認定診断書
(療育手帳又は身体障害者手帳の写しで診断書にかえられる場合があります。)
- (3) 所得状況届
- (4) 所得(課税)証明
(本市に所得の申告をされている方は、同意書を提出することで省略できる場合があります。)
- (5) 身体障害者手帳又は療育手帳
- (6) 振込先預金通帳（受給者本人名義）
- (7) 印鑑

手当の額等

認定されると申請の翌月から月額27,200円（H31年4月改定）が支給されます。支給月は、2月、5月、8月、11月の年4回です。

現況届

手当を受給されている方は、毎年8月～9月の間に、本人及び世帯員の当該年度の課税状況を調査しますので、現況届の提出をお願いします。

障害児福祉手当

20歳未満の在宅の重度障害児に支給される手当です。なお、所得制限を超過している場合、施設等に入所している場合は支給されません。

対象

概ね次の障害程度に該当し、障害児福祉手当認定基準を満たす障害児

- (1) 身体障害者手帳 1 級（合わせて 1 級の場合は、個々の状況によります。）及び 2 級の一部
- (2) 療育手帳①-1、①-2、A-1、A-2 及び B の一部
- (3) 重度の知的障害、精神障害により日常生活の動作や行動が一人で困難な状態
- (4) 重篤な疾患により長期にわたり常時安静、就寝を要する状態

申請に必要な書類

- (1) 障害児福祉手当認定請求書
- (2) 認定診断書
(療育手帳又は身体障害者手帳の写しで診断書にかえられる場合があります。)
- (3) 所得状況届（本人及び世帯員）
- (4) 所得(課税)証明
(本市に所得の申告をされている方は、同意書を提出することで省略できる場合があります。)
- (5) 身体障害者手帳又は療育手帳（お持ちの方）
- (6) 振込先預金通帳（受給者(障害児)本人名義）
- (7) 印鑑

手当の額等

認定されると申請の翌月から月額14,790円(H31年4月改定)が支給されます。支給月は、2月、5月、8月、11月の年4回です。

現況届

手当を受給されている方は、毎年8月～9月の間に、本人及び世帯員の当該年度の課税状況を調査しますので、現況届の提出をお願いします。

特別児童扶養手当

20歳未満の在宅の重度障害児の保護者に支給される手当です。なお、所得制限を超過している場合、施設等に入所している場合は支給されません。※認定は千葉県が行います。

対象

概ね次の障害程度の障害児を監護、養育している者。

◎1級

- (1) 身体障害者手帳概ね1級・2級
- (2) 療育手帳A-1、A-2、A-1、A-2
- (3) 精神障害により日常生活において常に他人の介助・保護を必要とする状態

◎2級

- (1) 身体障害者手帳概ね3級及び4級の一部
- (2) 療育手帳B-1及びB-2の一部
- (3) 精神障害により他人の介助は必要としないが、日常生活が極めて困難な状態

申請に必要な書類

- (1) 特別児童手当認定請求書
- (2) 戸籍謄本、世帯全員の住民票
- (3) 認定診断書（療育手帳又は身体障害者手帳の写しで診断書にかえられる場合があります。）
- (4) 所得状況届（本人及び世帯員）
- (5) 所得（課税）証明（本市に所得の申告をされている方は、同意書を提出することで省略できる場合があります。）
- (6) 身体障害者手帳又は療育手帳
- (7) 振込口座申出書
- (8) 印鑑

手当の額等

1級は月額52,200円、2級は月額34,770円（H31年4月改定）が支給されます。支給月は、4月、8月、11月の年3回です。

現況届

手当を受給されている方は、毎年8月～9月の間に、本人及び世帯員の当該年度の課税状況を調査しますので、現況届の提出をお願いします。

重度知的障害者・ねたきり身体障害者福祉手当

特別障害者手当を受給していない在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者を介護している家族に支給される手当です。なお、所得制限を超過している場合や介護保険給付を受けている場合は、支給されません。

対象

- ・満 20 歳以上で、療育手帳㊤-1、㊤-2、A-1、A-2 又は障害者相談センターで重度と判定された知的障害者と同居し、介護している家族一人
- ・居宅において6ヶ月以上寝たきり状態の 20 歳以上 65 歳未満の身体障害者と同居し介護している家族一人

申請

この手当は、民生委員を通じて申請をしてください。

必要書類は次のとおりです。

- (1) 在宅重度知的障害者・ねたきり身体障害者福祉手当受給申請書
- (2) 所得状況届（本人及び世帯員）
- (3) 所得(課税)証明（本市に所得の申告をされている方は、同意書を提出することで省略できる場合があります。）
- (4) 公的年金の収入金額を明らかにすることができる証明書（年金証書の写し等）
- (5) 印鑑

手当の額等

申請の翌月から月額 8,650 円が支給されます。支給月は、3 月、7 月、11 月の年 3 回です。

重度障害者紙おむつ等給付事業

3歳以上 65歳未満の者で、自立移動が困難かつ日常生活全般にわたり第三者の介護が必要な常時失禁状態にある重度障害者（身体障害者手帳1級、2級、精神障害者福祉手帳1級、療育手帳㉔、㉔の1、㉔の2、Aの1、Aの2の所持者）に紙おむつ、尿取りパットを支給します。ただし、介護保険対象者及び日常生活用具給付で紙おむつ給付対象となっている方は除きます。

申請

いすみ市重度障害者紙おむつ等給付申請書及び手帳の写しを窓口に提出してください。障害者の状況等について、調査をさせていただき給付について決定いたします。

支給額等

月額 6,000 円の支給券を交付しますので、指定の薬局・薬店で交換してください。

障害基礎年金（市民課担当）

初診日(病気やケガで初めて医師の診療を受けた日)に国民年金に加入しており、保険料の納付要件を満たし、初診日から1年6ヶ月を経過した日、もしくは、治癒した日において国民年金法による障害の状態に該当する場合に支給されます。

年金の額

年に1級975,100円、2級780,100円が支給されます。支給月は、偶数月です。

問合せ先等

詳しくは、市民課 Tel62-1115 にお問合せください。

※初診日が厚生年金加入時の場合は、障害厚生年金となります。ねんきんダイヤル 0570-05-1165 または千葉年金事務所茂原分室 Tel0475-23-2530 へお問合せください。

心身障害者扶養年金制度（任意）

保護者が生存中に一定額の掛金を納付することで、保護者が万一死亡または、重度障害になったとき、残された障害のある方に年金（一口あたり月2万円）を終身にわたり支給し、生活の安定を図ります。

加入資格

知的障害者又は身体障害者手帳1級から3級（又は同程度の方）の保護者の方で、年齢が65歳未満及び生命保険に加入できる健康状態の方。

掛金

月額掛金は、加入時の年齢によって異なり、2口まで加入ができます。減免制度もあります。掛金は次のとおりです。

加入時年齢	月額掛金
～35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

- ・平成20年3月以降加入申請者の掛金です。
- ・平成19年度以前に加入された方は、上記の掛金額と異なっています。
- ・掛金は変更される場合があります。

加入手続

市の窓口にご相談ください。

福祉タクシー

いすみ市に住所があり、運転免許証をお持ちでない方（原動機付自転車は除きます）で、身体障害者手帳1～2級所持者及び下肢3級、療育手帳④、④-1、④-2、A-1、A-2所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者に、タクシー利用料金の助成をします。なお、利用できるのは、市と協定を締結した次のタクシー事業者に限ります。

利用できるタクシー

事業者名	所在地	電話番号
あさの介護タクシー	いすみ市大原882-4	090-8103-5515
丸美興業(株)	いすみ市大原8098	0470-62-4300
あおぞら介護タクシー	いすみ市大原8670-10	0800-080-0808
勝浦合同自動車(有)	いすみ市大原8748	0470-62-2211
(株)アングル	いすみ市大原8763-1	0470-60-9577
大原自動車(株)	いすみ市大原9339	0470-62-0155
介護タクシー つばき	いすみ市大原10033-1	090-8802-1405
NPO ひなたぼっこ	いすみ市若山586	0470-62-4809
介護タクシー FLAT(ふらっと)	いすみ市深堀1-8	090-7219-2600
浪花タクシー(有)	いすみ市小沢1008-1	0470-62-1505
大多喜タクシー(株)	大多喜町新丁16-1	0470-82-2731
山本観光(株)	大多喜町中野332-1	0470-83-0577
介護タクシーのミネ	大多喜町松尾375	090-8855-1044
おしどり介護タクシー	大多喜町船子418	090-2492-5577
(有)外房タクシー	御宿町須賀422-2	0470-68-2653
(有)生活支援事業 NOAH	御宿町岩和田1056	0470-60-3868
介護タクシー スズキ	御宿町上布施816-23	0470-68-4716
南総交通(株)	勝浦市墨名262	0470-73-1301
介護タクシー なの花	勝浦市鵜原1652-3	0470-70-5055
介護タクシー まんちゃん	勝浦市植野299-16	0470-76-2321
(株)ベストメディックス	勝浦市出水1115-7	0470-70-1101
(株)青海	勝浦市川津1698	080-5437-5537
鏡浦自動車(株) 鴨川営業所	鴨川市横渚787	04-7092-2351
鴨川タクシー	鴨川市横渚839	04-7092-1216
東洋交通(有)	茂原市町保1	0120-151-452 0470-87-2339 (長者町駅)
南総タクシー(株) 茂原営業所	茂原市高師3007-2	0470-87-2708(太東駅)
都自動車(株) 茂原営業所	茂原市茂原644-1	0475-22-3545
介護タクシー すが	茂原市御蔵芝 1626-9	0475-34-7120
介護タクシー さくらサポート	茂原市東部台1-17-1	090-2645-8506
(有)東タクシー	茂原市東郷1398-1	0475-22-5225
あんしんタクシー(株)	茂原市茂原1565-28	0120-666-326
ハッピーハート茂原本納店	茂原市南吉田1745-2	080-9670-1463
介護タクシー 岩楯さん	一宮町一宮8076-1	0475-42-7868
日の丸自動車(株)	一宮町一宮2648	0475-42-2615

利用できるタクシー続き

事業者名	所在地	電話番号
進五衛門	一宮町一宮1382-1	0475-23-2523
ひまわり介護タクシー	長生村一松丙467-5	0475-32-4941
介護タクシー グー	長生村信友1934-11	0475-32-5674
合同会社 すまいる本舗	大網白里市南今泉502-2	0475-77-6355
合同会社 フィールドサポート	市原市山田橋186	0436-67-0390
ゆたか自動車(株)	長南町長南2640	0475-46-0123
介護タクシー さいとう	長南町小生田155	0475-47-0654
(株)ロングライフ	千葉市中央区長洲2-6-11	043-310-3315
瑞江サポートサービス	睦沢町川島757-1	090-8772-3922

助成額

タクシー1回の利用につき1300円を限度に助成します。4月～翌年3月まで年間24シートを交付します。年度途中の申請の場合は、申請月以降の月数分となります。

申請・利用方法

市の窓口で申請してください。交付された利用券には、氏名を記入のうえ、タクシー料金を支払う際に、該当する手帳を提示し、渡して下さい。料金が1300円を超える場合は、その差額を支払って下さい。

福祉カーの貸出し

心身障害者(児)及び高齢者並びにその家族、または社会福祉団体、社会福祉施設、福祉ボランティアに、下記の福祉車両を貸し出します。

貸付期間は、原則1日、利用料は無料です。燃料は利用者が満タンにして返却して下さい。

車両タイプ	乗降可能	車名
車いす仕様車(スロープタイプ)	車いす	トヨタ ラクティス

申請・利用

市の窓口で、事前に利用の予約をしてください。貸し出し及び返却時に、市担当者を利用者で、車両のチェックを行います。

自動車税・自動車取得税の減免

千葉県では、専ら身体障害者等の移動のために利用される自動車について、一定の要件に該当する場合は、自動車税と自動車取得税の減免を行う制度を設けています。（軽自動車税の減免については、市役所税務課 Tel62-1116 へお問合せください。）

身体障害者等の範囲

※所有者、運転者の条件等がありますので、以下の範囲で必ず減免になるとは限りません。

◎身体障害者手帳

障害の区分	障害の級別	
視覚障害	1 級から 3 級、4 級の一部	
聴覚障害	2 級及び 3 級	
平衡機能障害	3 級	
音声機能又は言語機能障害	3 級（喉頭摘出に係るものに限る）	
上肢不自由	1 級及び 2 級	
下肢不自由	1 級から 6 級	
体幹不自由	1 級から 3 級、5 級	
心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう機能障害 直腸機能障害 小腸機能障害	1 級、3 級及び 4 級 (軽自動車は 1 級から 3 級のみ)	
肝臓機能障害	1 級から 4 級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 3 級	
乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級
	移動機能	1 級から 6 級

◎療育手帳

- (1) ㉠ (㉠-1、㉠-2) 又は A-1 の者
- (2) A-2 で、音声若しくは言語又は上肢の機能障害があり身体障害者手帳に 3 級の記載がある者

◎精神障害者保健福祉手帳

1 級の者

窓口、問合せ先

窓口は県税所管事務所です。減免のための要件の確認や提出書類については、直接お問合せください。

千葉県自動車税事務所課税課 課税班	TEL043-243-2721
茂原県税事務所	TEL0475-22-1721
茂原県税事務所 大多喜支所	TEL0470-82-2214

有料道路の半額割引

障害者本人又は同居の親族等が所有する自家用車(軽トラ、貨物専用、営業用等は対象外)で、有料道路を利用した場合、料金所で手帳を提示することにより料金が半額となります。

手帳に自動車ナンバー、割引の有効期限等を記載するため、事前に申請が必要です。ETCの利用も対象になります。

対象となる条件

- ・ 障害者ご本人が運転の場合は、身体障害者手帳の交付を受けている全ての身体障害者が申請により登録した車両を運転の場合に対象となります。
- ・ 介護者が運転をする場合は、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額が第1種と記載されている身体障害者及び療育手帳①-1、①-2、A-1、A-2の重度知的障害者が申請により登録した車両に同乗する場合について対象となります。

申請

市役所窓口にて申請をしてください。

必要書類

- (1) 身体障害者手帳又は療育手帳
- (2) 「手帳にナンバー等の記載を受けようとする自動車」の自動車検査証
- (3) 運転免許証(運転される方のもの)

ETC利用申請の場合

- (4) ETCカード(障害者本人名義のもの、未成年の場合は親権者又は後見人名義)及び登録を受けようとする自動車に設置されているETC車載器の「ETC車載器セットアップ申込書・証明書」

※この他の書類が、必要となる場合があります。

NHK放送受信料の減免

次の場合、NHK放送受信料が、半額又は、全額免除になります。

半額免除の対象

- ・ 世帯主が放送受信契約者であり、聴覚、視覚障害者である場合。
- ・ 世帯主が放送受信契約者であり、身体障害者手帳 1, 2 級、療育手帳 A 以上、及び精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者の場合

全額免除の対象

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する者を構成員に有する世帯で、その世帯を構成するすべての者が市民税非課税の場合

申請

窓口に申請書用紙がありますので、記入してください。減免該当の場合は、申請書に証明をして返却しますので、その申請書を直接NHK千葉放送局に郵送してください。

送付先・問合せ

〒260-8610

千葉県千葉市中央区千葉港5-1

NHK千葉放送局 Tel043-227-7311

所得税・住民税の障害者控除（税務課担当）

納税者自身又は控除対象配偶者や扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

障害の程度により概ね次のとおりとなります。

・特別障害者控除

対 象 身体障害者手帳 1, 2 級 療育手帳 ㉠-1、㉠-2、A-1、A-2、精神障害者保健福祉手帳 1 級

控除額 所得税 40 万円、住民税 30 万円（同居特別障害者扶養の加算あり）

・障害者控除

対 象 身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳 B 精神障害者保健福祉手帳 2, 3 級

控除額 所得税 27 万円、住民税 26 万円

※その他、前年の合計所得金額が 125 万円以下の障害者については、市民税の所得割が非課税となります。

問合せ等

詳しくは、市役所税務課 Tel62-1116 へお問合せください。

JR等の割引

駅の窓口等で身体障害者手帳、療育手帳を提示すると、乗車券等が割引になります。

旅客鉄道株式会社旅客運賃減額が第1種の障害者とその介護者1人が利用の場合

- ・ 普通乗車券、回数乗車券、普通急行券 50%割引

第1種の障害者とその介護者1人又は、12歳未満の障害者とその介護者

- ・ 定期券(小児定期乗車券を除く) 50%割引

第1種、第2種の障害者が単独での利用の場合

- ・ 片道の営業キロが100キロを超える場合の普通乗車券 50%割引

タクシーの割引

タクシー協会加盟のタクシーについて、乗務員に身体障害者手帳、療育手帳を提示すると、料金が1割引になります。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付事業

身体障害者手帳の交付対象とならない程度の18歳未満の難聴児が、補聴器を購入する場合の購入費の助成を行います。

助成額は、購入基準額(例：高度難聴耳かけ形52,900円)の3分2(1,000円未満切捨て)です。

申請については、医師意見書等が必要となります。詳しくは窓口にお問合せください。

障害者救急医療情報キット配布事業

病気や災害時に迅速かつ適切に救急医療活動を受けられる体制を整えるため、下記の障害のある方に、救急医療情報キットを無料配布します。

救急医療情報キットとは、かかりつけ医・薬剤情報提供書の写し・持病などの医療情報を専用の容器に入れて自宅の冷蔵庫などに保管しておくことで、救急時に救急隊員が医療情報をすばやく確認できるようにするものです。

対象

- ・ 身体障害者手帳 視覚障害 1級、2級、3級
聴覚障害 2級、3級
音声機能・言語機能障害 3級

ご希望の方は、窓口で申請手続きを行ってください。

見守りあんしん電話事業

常時ひとり暮らしで、継続して安否の確認を必要とする重度身体障害者に対し、見守りあんしん電話装置一式を自宅に設置して在宅時の見守りをします。

対象者

常時ひとり暮らしで、継続して安否の確認を必要とする下記の重度身体障害者

- ・身体障害者手帳 1級、2級

(利用者の居宅には、電話が設置されていることを要します。)

事業の内容

	内 容
空間（人感）センサー	在宅時の利用者の動きを感知し、24 時間動きがないときは、警備会社に自動通報され、市内で待機する警備員が駆け付けて安否確認します。
緊急通報装置	緊急時に非常ボタンを押すと自動的に警備会社に通報でき、市内で待機する警備員が駆け付けて対応します。必要な場合は、消防機関へ救急出動要請をします。
火災センサー	台所の天井に設置し、24 時間火災を監視し、火災発生の際は警備会社へ自動通報され、市内で待機する警備員が駆け付けて安否確認します。
ヘルスケアサービス	健康や介護に関する相談を 24 時間体制で、電話にて対応します。

利用者負担

見守りあんしん電話装置一式の貸与は無料です。

非常ボタンで通報した時などの通話料が自己負担となります。

申請

申請書、登録明細書に必要事項を記入のうえ窓口に提出してください。

なお、提出書類には担当民生委員の署名、押印が必要となります。

詳しくは、お問合せください。

その他の制度の障害程度による該当表(参考)

制 度	身体障害者手帳						療育手帳			精神障害者 保健福祉手帳			説明ページ
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	④	A	B	1級	2級	3級	
重度心身障害者（児） 医療費助成	△	△					△						25
精神障害者医療費助成 事業										○			26
特別障害者手当	△	△					△			△			27
障害児福祉手当	△	△					○	△					28
特別児童扶養手当	△	△	△	△			○	△	△	△	△		29
重度知的障害者福祉手当							△						30
ねたきり身体障害者福 祉手当	△	△											30
重度障害者紙おむつ等 給付事業	△	△					△			△			31
障害基礎年金	△	△					△	△	△	△			31
心身障害者扶養年金制度	△	△	△				△	△					32
福祉タクシー	○	○	△				○		○				32
福祉カーの貸出し	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		34
自動車税・取得税の減免	○	○	△	△	△	△	△		○				35
有料道路の半額割引	○	△	△	△	△	△	○						36
NHK放送受信料の減免	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		37
所得税・住民税の特別 障害者控除	○	○					○		○				37
所得税・住民税の障害 者控除			○	○	○	○		○		○	○		37
JR等の割引	○	○	○	○	○	○	○	○					38
タクシーの割引	○	○	○	○	○	○	○	○					38
軽度・中等度難聴児 補聴器購入費助成													38
障害者救急医療情報 キット配布事業	△	△	△										38
見守りあんしん電話事 業	△	△											39

○概ね該当(障害程度では該当しても、その他の条件により該当とならない場合があります。)
△条件により一部該当

この他にも次の制度がありますのでそれぞれお問合せください。

制度名	問合せ先
NTT番号無料案内	7-ガ イル 0120-104174
官製はがきの無料配布(青い鳥郵便はがき)	大原郵便局 62-2573 ほか各郵便局
携帯電話基本使用料等の割引	各携帯電話ショップ
駐車禁止除外指定車票章の交付	いすみ警察署交通課 62-0110

身体障害者手帳の交付について

身体障害者手帳は、身体に障害のある方が、障害の種類・等級に応じて、様々な制度を利用するために必要な手帳です。

新規交付申請

必要な書類等は次のとおりです。

- (1) 身体障害者交付申請書
窓口用紙があります。
- (2) 身体障害者診断書・意見書
窓口用紙があります。障害種類によって用紙が異なります。また、複数の障害がある方は、それぞれの障害ごとに必要となります。
診断書は、都道府県知事の指定を受けた医師により作成してもらう必要があります。
- (3) 写真 2枚
縦4センチ×横3センチ
- (4) 印鑑
- (5) マイナンバーカード

申請書類は県に送付いたします。県で審査後手帳が作成され、手帳交付まで1ヶ月～2ヶ月程度かかります。

また、手帳交付後、次の場合は手続きが必要です。

- (1) 手帳再交付
 - ・ 障害程度が変更となった場合
 - ・ 破損等の場合
 - ・ 紛失の場合
- (2) 記載事項の変更
 - ・ 住所、氏名等手帳の記載事項に変更があったとき
- (3) 返還手続き
 - ・ 手帳の交付を受けた者が死亡した場合

※マイナンバーを使った情報連携に関して

他市、他県より転入した際に障害者手帳の住所変更を行っていない場合、住民票と手帳の情報が異なるためマイナンバーを使った情報連携が行えないことがあります。住民票と手帳の情報が異なる場合は市役所窓口へ居住地変更届を提出してください。

療育手帳の交付について

知的障害者に対して、各種サービスを受けやすくするための手帳です。対象者は、18歳以上は知的障害者更生相談所、18歳未満は児童相談所において、知的障害や精神発達遅滞と判定された方です。

新規交付申請

必要な書類等は次のとおりです。

(1) 交付申請書

窓口にあります。

(2) 写真 2枚

縦4センチ×横3センチ

(3) 印鑑

申請を受けると、更生相談所又は児童相談所へ書類を送付します。更生相談所又は児童相談所から申請者に直接連絡がありますので、判定を受けてください。

18歳以上の場合は、本人の出生時の状況、成長過程、成績などがわかる資料が必要となります。

手帳交付後、手帳に記載されている次の判定日までに、再判定の手続きが必要になります。また、手帳再交付等は身体障害者手帳と同様です。

精神障害者保健福祉手帳の交付について

精神障害者に対して交付される手帳で、2年ごとに更新が必要です。

新規交付申請

必要な書類等は次のとおりです。

(1) 申請書

窓口にあります。

(2) 所定の診断書

診断書用紙は窓口にあります。障害年金を受給している方は、年金証書の写し又は特別障害給付金受給資格者証の写し及び同意書で、診断書にかえることができます。

(3) 写真 1枚

縦4センチ×横3センチ

(4) 印鑑

(5) マイナンバーカード

申請書類は、県に送付され審査後手帳が作成されます。

手帳交付まで1ヶ月～2ヶ月程度かかります。

障害者福祉団体

各団体については、福祉課 社会・障害福祉班 へお問い合わせください。

電話 0470-62-1117 ファックス 0470-63-1252

メール shougai@city.isumi.lg.jp

※問合せ先の記載がある団体は、直接連絡していただくことも可能です。

団体名	身体障害者福祉会
活動内容	<p>自主的な運営をもとに、会員相互の信頼と協力により身体障害者の生活の援護と会員同士の親睦と、福祉の向上を図り、住みよい地域社会と共存することを目的とする団体です。</p> <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期総会4月 ・グランドゴルフ大会6月 ・ふれあい健康ボウリング大会9月 ・スポーツ大会(グラウンド・ゴルフ)11月 ・カラオケ大会12月 ・春期日帰り研修(館山市)3月

団体名	手をつなぐ育成会
活動内容	<p>知的障害者(児)等の豊かな暮らしを願い、会員相互並びに関係機関との連携を密にして、地域における知的障害児の福祉・教育に関する増進を図るために活動しています。</p> <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会5月 ・みんなで遊ぼう会(県内の工場見学/スカイツリー見学など)9・12月 ・千葉県手をつなぐ育成会療育親子の旅10月(1泊2日) ・千葉県手をつなぐ育成会研修会1月

団体名	ろうあ協会
活動内容	<p>聴覚障害のある方々が集まって、会員相互の親睦を図るとともに生活と文化の向上、また、地域社会への完全な参加の実現を目指すため活動しています。手話サークルや地域住民との交流事業も行っています。</p> <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会4月 ・茶話会毎月(5・2月を除く) ・役員会年6回 ・1日手話教室7月 ・手話講座/クリスマス会12月 ・日曜教室/新年会1月 ・千葉県手をつなぐ育成会日帰り旅行2月

